

11 天皇后兩陛下御写真下賜に関する件通牒

〔昭和三年六月〕

官秘五八号	
定決裁	6月1日
文書課長	
送発	6月4日
起案者	

昭和三年五月三十日起案

庶務掛長

次官

秘書課長

庶務掛長

起案者

〔宗教局長〕

〔注記4〕

通牒案

年月日

文部次官

本省各局長

官房各課長

督学官室

直轄各部長

〔注記5〕

宮内大臣官房 官發第三〇号

〔庶務掛長〕

〔佐藤〕

昭和三年五月二十四日

宮内次官 關屋貞三郎

文部次官 栗屋謙殿

御写真下賜ニ関スル件

割印

〔注記6〕

〔注記7〕

〔下札〕

今般 天皇 皇后兩陛下御写真別記ニ依リ下賜可相成候筈ニ付 貴省所管各官衙、軍隊、軍艦、学校等ニ於テ拝戴スヘキ種別、 員數御取調回報有之度此段及照会候也

追テ奉安ノ設備有之且拝戴申出ノ向ニ下賜可相成儀ト御承知 相成度

記

一、御写真ハ原則トシテ廉アル場合ニ多数集合シ拝賀式ヲ行フ

左ノ向ヘ下賜ノコト

(イ) 学校

(ロ) 朝鮮総督府、台湾総督府、関東庁、南洋庁、樺太庁、道

府県庁、在外大公使館及領事館

(ハ) 軍隊、軍艦、軍衙

(ニ) 特ニ詮議セラレタル諸官公衙団体

二、個人ヘ下賜ノ範圍ハ左ノ通トスルコト

(イ) 勅任待遇以上ノ宮中席次ヲ有スル者

(ロ) 貴族院議員、衆議院議員

(ハ) 特ニ詮議セラレタル者

三、個人ヘ下賜ノモノヲ除キ兩陛下以外ノ御写真ハ奉還セシム

ルヲ原則トス但シ特ニ奉安ヲ希望スルモノハ此ノ限ニ在ラ

ス。

〔注記1〕

「例規」

〔注記2〕

〔抹消〕「専門学務局長 実業学務局長 普通学務局長」

〔注記3〕

「秘書課例記登載済」

〔注記4〕

「記録掛／13・7・18／受領」

〔注記5〕

「四〇」〔簿冊内件名番号〕

〔注記6〕

「文部省／昭和3・5・24／官秘58号」

〔注記7〕

〔抹消〕「供関 秘書課長 専門学務局長 普通学務局長 実業学務局長
次官」

〔注記8〕

〔抹消〕「川上」

〔下札〕

〔中心〕「印種別 い一／聯繫 ／登録追加 ／件名 宮内省照会直轄学校

等へ通牒 天皇 皇后兩陛下御写真下賜二関スル件／番号 ／結

了年月日 昭三 六 四／保存年限 ムキ／枚数4」

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室二関スル総規 第1冊〕 文部
省⑨ 3A, 30-5, 1044